

# 家庭向け有料音楽放送サービス約款

2025年1月8日版

# 家庭向け有料音楽放送サービス約款

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 株式会社 USEN(以下「当社」といいます。)は、家庭向け有料音楽放送サービス約款(以下「本約款」といいます。)を定め、これにより家庭向け有料音楽放送サービスを提供します。

### (用語の定義)

第2条 本約款における用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
① 本サービス	当社が有線または無線の電気通信設備により提供する家庭向け有料音楽放送サービスおよびそれに付帯するサービスの総称
② コース	本サービスの提供方法、受信できる番組やその数、利用料等の一連の組み合わせ
③ SOUND PLANET	通信衛星を用いた無線電気通信設備により提供するコース
④ SOUND PLANET-i	インターネットを利用した有線電気通信設備により提供するコース
⑤ USEN440	同軸ケーブルを用いた有線電気通信設備により提供するコース
⑥ music AirBee!	通信衛星を用いた無線電気通信設備により提供するコース
⑦ SOUND PLANET LIGHT MIX	通信衛星を用いた無線電気通信設備により提供するコース
⑧ SOUND PLANET-i HOME MIX	インターネットを利用した有線電気通信設備により提供するコース
⑨ SOUND PLANET-i LIGHT MIX	インターネットを利用した有線電気通信設備により提供するコース
⑩ MPX-1 HOME	インターネットを利用した有線電気通信設備により提供するコース
⑪ USEN MUSIC HOME	インターネット通信を利用して本サービスと同内容のBGM サービスを提供するコース
⑫ USEN MUSIC HOME LTE	当社が別途定める約款に基づき提供する電気通信設備により本サービスにおける家庭向け有料音楽放送サービスと同内容のBGM サービスを提供するコース
⑬ USEN AIR	当社が別途定める約款に基づき提供する電気通信サー

	ビス
⑭ データ放送	本サービスの番組内容をデジタルデータで放送する本サービスの付帯サービス
⑮ USEN ナビゲーション	本サービスの番組内容を音声で案内する本サービスの付帯サービス
⑯ 有料放送契約	本サービスの利用契約
⑰ 加入申込者	当社に有料放送契約の申込みをする者
⑱ 加入申込書	当社に有料放送契約の申込みをする時に当社所定の情報を通知するために用いる書面（ファクシミリ、電子メール、及び web 画面への入力等の電子的手段によるものを含む）
⑲ 加入者	当社と有料放送契約を締結した者
⑳ 契約内容確認書	加入申込者に対して交付する、契約内容を明らかにした書面
㉑ レンタル機器	当社が本サービスの提供にあたり契約者に貸与する機器
㉒ 受信装置	当社が加入者に貸与する本サービス専用受信機（レンタル機器、付属品並びにタブレット端末その他の端末を含む）
㉓ 本放送用設備	当社が本サービスを提供するために使用する機械、器具、及びその他の設備（受信装置、及び音響機器等を除く）
㉔ 音響機器等	加入者が本サービスを受信するために自ら所有し、設置するアンプ、スピーカー、及びその配線等
㉕ バンド	本サービス放送番組の集まりの総称

### （約款の変更）

第3条 当社は、次に掲げる場合には、本約款（別紙 料金表を含みます。）を変更することができるものとします。

- ① 本約款の変更が、加入者の一般の利益に適合するとき
  - ② 本約款の変更が、有料放送契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、本約款を変更するにあたり、変更の効力発生の相当期間前に、当社の指定するウェブサイトはその内容並びに効力発生時期を掲示して、周知します。
  - 3 変更後の本約款の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、加入者は、本約款の変更に異議なく同意したものとみなします。

## 第2章 契約

### （業務の一部委託）

第4条 当社は、本サービスを提供するにあたり、有料放送契約の申込みの取り次ぎ、料金の請求、料金の徴収、及びその他の業務を当社が別途指定する者に委託することがあります。

#### (契約の単位)

第5条 加入申込者は、受信装置ごとに加入申込をするものとします。ただし、1台の受信装置を使用して本サービスを2世帯以上が利用する場合には、世帯ごとに有料放送契約を締結する必要があります。

2 本約款に規定する世帯とは、住居および生計を共にする者の集まり、または独立して住居を維持し、もしくは独立して生計を営む単身者をいいます。

#### (契約の成立)

第6条 加入申込者は、有料放送契約の申込みにあたり、氏名、住所、利用開始希望日、料金の支払方法、及びその他当社所定の事項を加入申込書に記入または入力の上、加入申込みを行うものとします。

2 有料放送契約は、加入申込者が前項に従って加入申込をし、当社がその内容を確認し、承諾をした上で、当社が交付する契約内容確認書を加入申込者が受領した日(以下「契約日」といいます)をもって成立するものとします。

3 当社は、加入申込者が次の各号に掲げる場合、加入申込を承諾しないことがあります。

① 加入申込者が本約款および有料放送契約に基づいて支払うべき料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断したとき

② 加入申込者が著作権及び著作隣接権を侵害するおそれがあると当社が判断したとき

③ 加入申込者が有料放送契約に違反するおそれがあると当社が判断したとき

④ 加入申込者が本サービスを法令に反する目的で使用するおそれがあると当社が判断したとき

⑤ 第1項の申込みに際し、虚偽の事実を通知したことが判明したとき

⑥ 本サービスの提供が困難と当社が判断したとき

⑦ 加入申込者がこれまでに当社との間で締結した契約に基づく債務の履行を怠ったことがあり、またはその他当社に損害を与えたことがありと判明したとき

⑧ その他、当社の業務遂行上著しい支障があると当社が判断したとき

4 当社は、前項の規定により本サービスの加入申込みを承諾しない場合、加入申込者に対し、当社所定の方法によりその旨を通知します。この場合、当社は、不承諾の理由を説明する義務を負わないものとします。

5 有料放送契約の定めと本約款の定めが矛盾または抵触する場合は、有料放送契約の定めを優先して適用するものとします。

#### (契約内容等の変更)

第7条 加入者は、前条第1項で記入または入力した加入申込書の内容等、有料放送契約に変更が生じたときは、当社所定の方法により遅滞なくその旨を当社へ届け出るものとします。

- 2 当社は、加入者から前項に定める変更の届出があった場合、その届出について、前条第2項から第4項までの規定を準用します。
- 3 本サービスの内容等の変更の取り扱いについて、別紙 料金表に特段の規定がある場合は、その規定を適用します。
- 4 当社は、加入者が第1項の届出を怠ったことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

#### (初期契約解除)

- 第8条 加入者は、第6条第2項の契約内容確認書を受領した日から起算して8日間以内に、当社に対して初期契約解除をする旨の書面(はがきで可)を発することにより、初期契約解除をすることができます。
- 2 初期契約解除は、加入者が前項に定める通知をしたときにその効力が生じるものとします。
  - 3 当社は、加入者が初期契約解除をした場合、加入者が当社に対して既に支払った利用料を返金します。

#### (有効期間)

- 第9条 有料放送契約の有効期間は、加入者が契約内容確認書を受領した日から当社が指定する者が加入者の住所へ受信装置の配送を完了した日(サービス変更の場合は変更実施日とし、以下「利用開始日」といいます。)が属する月の翌月を起算月として2年間が経過した月の末日までとします。但し、期間満了日の1ヶ月前までに加入者または当社から当社所定の方法による更新拒絶の意思表示がない限り、有料放送契約は、更に2年間自動的に更新されるものとし、以後同様とします。
- 2 前項に基づく有料放送契約の有効期間中に、本サービスの提供を受けるに十分な状況下であるにもかかわらず、第12条または第15条により本サービスを利用できない期間がある場合、その期間に相当する月数(1ヶ月未満は切り上げ)を有効期間に加算するものとします。

### 第3章 本サービスの提供及び受信

#### (本サービスの提供)

- 第10条 当社は、利用開始日から有料放送契約の有効期間が終了するまでの間、本サービスを1日24時間、週7日間、加入者に提供します。ただし、本放送用設備の不具合、メンテナンス、及びその他のやむを得ない事情がある場合、当社は、本サービスの提供を休止します。
- 2 本サービスの利用に必要な電源、及び電気料金、並びに音響機器等にかかる費用は、加入者の負担とします。

#### (受信装置の設置及び維持管理等)

- 第11条 当社は、受信装置を加入申込書に記載された加入者住所宛てに利用開始希望日までに当社が指定する者により配送するものとします。

- 2 加入者は、利用開始日から本サービスを利用することができるものとします。
- 3 加入者は、受信装置が配送された後、自らの責任と費用にて受信装置及び音響機器等を設置し、その後の維持管理に努めるものとします。また、加入者は受信装置内のOSを含む一切のソフトウェアにつき、その削除、追加、変更（バージョンアップ及び設定の変更を含みます）その他一切のこれらと同様の行為を行ってはけません。
- 4 当社は、加入者が実施した受信装置及び音響機器等の工事に起因する障害、事故、及び第三者との紛争等に対し、一切の責任を負わないものとします。

#### **(本サービスの障害)**

第12条加入者は、本サービスを正常に利用できない等の障害が発生した場合、音響機器等に故障または不具合がないことを確認した上で、その旨を当社に通知するものとします。

- 2 当社は、前項の通知があった場合、直ちに障害の原因を調査するものとします。
- 3 当社は、前項に基づく調査の結果、受信装置もしくは本放送用設備に修理または交換が必要と認めた場合、当社所定の方法によりその受信装置もしくは本放送用設備の修理または交換をするものとします。なお、この場合、加入者は、次の各号に定める事項について、予め承諾するものとします
  - ① 障害の解消に受信装置の交換が必要となった場合、交換後の受信装置は、交換前と同じ仕様の別の受信装置、または同等の機能を有する仕様の異なる受信装置となる場合があります。
  - ② 受信装置または本放送用設備の故障の原因が加入者の責任によるものと当社により確認できた場合（音響機器等の不具合が原因であった場合を含みます。）、加入者は、その調査、及び障害解消に要した稼働費（対応した人員の日当及び交通費等を含みます。）並びに故障した受信装置もしくは本放送用設備の修理及び交換にかかる費用を、当社の請求に従い支払うものとします。

## **第4章 料金**

#### **(料金及び支払)**

第13条加入者は、当社が別紙 料金表に規定する初期費用、及び利用料を当社に支払うものとします。

- 2 当社は、加入者が支払わなければならない初期費用、利用料、及びその他費用を、加入申込み時に加入申込者に通知するものとします。
- 3 当社は、支払われた初期費用、及び利用料、及びその他費用を本約款に特段の規定がある場合を除き、返金しません。
- 4 加入者は、各種手続きの実施を申請する場合、別紙 料金表に定める手数料を支払うものとします。
- 5 加入者は、第2条の定めに従い本約款が改定され、利用料の改定が行なわれた場合、既に支払った利用料（以下「前払い利用料」といいます。）と改定された利用

料との過不足を当社からの請求に従い改定後利用料の適用開始日の属する月の末日までに精算するものとします。なお、利用料の値下げの改定の場合、加入者からの特段の申出がない限り、前払い利用料の余剰は、次回以降の利用料の支払いに充当されるものとします。

- 6 加入者からの申出により、本サービスの種類、及びコースを変更した場合の前払い利用料と変更後の利用料との過不足についても、前項と同様の扱いとします。

#### (延滞利息)

第14条加入者が支払うべき初期費用、利用料、及びその他の有料放送契約に基づく金銭債務について、当社が定める支払期日を1ヶ月を超えても加入者が支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から起算して支払われた日の前日までの間について年(365日)14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、加入者に対し請求できるものとします。

#### (一時提供休止)

第15条加入者は、次の各号に従い、一時提供休止開始月の初日から一時提供休止終了(提供再開)月の前月末日までを一時提供休止期間として、本サービスの一時提供休止を申込むことができるものとします。

- ① 当社所定の方法で一時提供休止を希望する通知をすること
  - ② 前号に定める通知が、その休止を開始する月の前月初日までにされていること
  - ③ 第1号に定める一時提供休止の開始日が、いずれかの月の初日であること
  - ④ 第1号に定める一時提供休止期間が月単位であること
  - ⑤ 前号に定める一時提供休止期間が6ヶ月未満であり、かつその期間を定めていること
  - ⑥ 別紙 料金表に定める一時提供休止手数料を支払うこと
- 2 加入者は、本サービスの一時提供休止を終了し、本サービスの提供再開を希望する場合又は、当初の一時提供休止期間の更なる一時提供休止期間の延長を希望する場合、当社所定の方法で当社に一時提供休止終了(提供再開)月を通知するものとします。
  - 3 当社は、一時提供休止を開始した月分から一時提供休止を終了した月の前月分までの利用料を加入者に請求しないものとします。
  - 4 当社は、前項に定める利用料を請求しない期間に相当する前払い利用料がある場合、その加入者から別段の申出がない限り、その前払い利用料を次回以降の利用料の支払いに充当します。
  - 5 当社は、加入者が第1項及び第2項に違反した場合、もしくは初めの一時提供休止月を起算とした12ヶ月間に累積して一時提供休止期間が6ヶ月を超過した場合、違反した事が判明した時点、もしくはその累積期間が6ヶ月を超過した日をもって、次の各号のとおりに対応をすることとします。
    - ① 受信装置の移動を伴わない場合、本サービスの提供を再開し、本サービスを再開した月分から利用料を請求します。
    - ② 受信装置の移動を伴い、かつ本サービスを正常に受信できないと当社が判断した場合、その有料放送契約を解除し、その旨その加入者に通知します。

- ③ 受信装置の移動を伴い、かつその加入者が本サービスを正常に受信できると当社が判断した場合、本サービスの提供を再開し、その加入者に本サービスを再開した月分から利用料を請求します。
- 6 加入者は、一時提供休止期間中も受信装置を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、その期間中に滅失・紛失・盗難等が生じた場合、第19条の定め適用を受けるものとし、ます。

## 第5章 契約の解除等

### (加入者が行う有料放送契約の解除等)

- 第16条 加入者は、有料放送契約の解除を希望する場合、解除を希望する日が属する月の前月1日までに、当社所定の方法により当社に通知するものとし、ます。
- 2 前項の場合において、加入者は、当社が別紙 料金表に定める手数料及び違約金を、当社の請求に従い支払うものとし、ます。
  - 3 加入者は、前払い利用料の余剰金がある状態で、第1項に基づく有料放送契約の解除を行う場合、その余剰金は、前項に基づく支払いと相殺したうえで、残金の清算をするものとし、ます。なお、相殺後もなお余剰金がある場合で、かつ、加入者が当社との間で有料放送契約とは別の契約を締結している場合、当社は余剰金を当該契約にかかる利用料等の支払いに充当することができるものとし、ます。
  - 4 当社は、前項に基づく清算及び充当後に余剰金がある場合は、余剰金を加入者に返金し、ます。

### (当社が行う契約の解除等)

- 第17条 当社は、加入者が支払うべき金員の支払いを怠った場合、及びその他有料放送契約に違反した場合、相当の期間を定めて催告の上、その加入者に対する本サービスの提供を終了し、有料放送契約を解除することができるものとし、ます。この場合、加入者は、提供を受けた本サービスにかかる未払い利用料その他の支払うべき金員に加え、当社が別紙 料金表に定める手数料及び違約金を支払うものとし、ます。
- 2 当社は、前払い利用料の余剰金がある状態で前項に基づく有料放送契約の解除を行う場合、その余剰金を前項に基づく当社への支払と相殺することができるものとし、ます。
  - 3 当社は、次の各号のいずれかの事由により加入者への本サービスの提供が不可能となった場合、またはそのおそれが生じた場合、その旨をその加入者へ当社所定の方法により通知したうえで、有料放送契約を終了することができるものとし、ます。
    - ① 本放送用設備に回復不能の損害が生じたとき
    - ② 本放送用設備の撤去を行うとき
    - ③ その他当社が本サービスを提供することが客観的に不可能となったとき
    - ④ 当社が本サービスを廃止したとき
  - 4 前項の定めに基づき、有料放送契約を終了した場合、当社は加入者に対し、返金手数料を請求することなく、前払い利用料を返金するものとし、ます。

- 5 第1項に基づき当社から有料放送契約を解除された加入者が、再び本サービスの提供を希望した場合は、有料放送契約を解除された原因を除去した上で、第6条の定めに従い、当社に対し有料放送契約の申込みをするものとします。

#### (受信装置の返却等)

第18条加入者は、有料放送契約が解除され、または終了した場合、直ちに自ら受信装置を撤去、梱包の上、当社所定の方法により、当社に返却するものとします。

- 2 前項に定める返却に際し、加入者は、当社に返却すべき物品以外を梱包内に入れないものとし、当社への返却物品以外の物品が含まれていた場合、当社は、当該物品を破棄することができるものとします。なお、この場合、当社は、当該物品に関する損害について、一切責任を負わないものとします。

#### (受信装置の滅失・紛失・盗難等)

第19条受信装置の滅失・紛失・盗難等により当社から貸与された受信装置の返却が不可能となった場合、加入者は直ちにその旨を当社に通知するものとし、別紙 料金表に定める手数料を支払うものとします。

- 2 加入者から代品の請求があるときは、当社は、前項の手数料を支払った加入者に対し代品を提供し、サービスの提供を継続するものとします。

#### (債権の譲渡)

第20条当社は、利用料及びその他加入者に対し当社が保有する債権の全部、または一部を、第三者に譲渡することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により債権の譲渡を行う場合、あらかじめ当社所定の方法により加入者に対して通知します。

## 第6章 禁止事項等

#### (禁止事項等)

第21条加入者は、本サービスの提供を受けるにあたり、予め当社の書面による承諾を得た場合を除き、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 本約款および有料放送契約に規定する方法によらないで、本サービスの提供を不正に受け、または受けようとする行為
- ② 受信装置または本放送用設備の転貸、譲渡、売却、及び質入等の行為
- ③ 受信装置を分解し、または受信装置に変更を加える行為（修理も含む）
- ④ 有料放送契約に定める加入者住所から受信装置を移動する行為
- ⑤ 加入者が属する世帯以外の世帯で本サービスを受信する行為
- ⑥ 受信可能な本サービス、本コース、またはバンドを不正に変更する行為
- ⑦ 本サービスにかかる著作権または著作隣接権その他の権利を侵害する行為、または侵害のおそれのある行為
- ⑧ 本サービスを個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における使用（以下「私的使用」といいます。）以外で使用する行為

- ⑨ 法令及び公序良俗に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- ⑩ 本サービスの運営を妨げるような行為
- ⑪ 他の加入者に障害を生じさせる行為、またはそのおそれのある行為

#### (免責事項)

第22条当社は、次に掲げる事項について、損害賠償の責任を一切負わないものとします。

- ① 天災、事変、及び降雨減衰その他気象に起因する本サービスの障害
- ② 当社の責に帰さない事由による本サービスの停止
- ③ 他の加入者の行為に起因する本サービスの障害
- ④ 逸失利益、特別損害、付随的損害、間接的損害その他の拡大損害（但し、当社の故意又は重過失による場合を除きます。）
- ⑤ 本サービスの放送番組内容の変更

## 第7章 権利関係

#### (権利の帰属)

第22条の2 本サービスにより提供される楽曲、音声、文書、図画、CD ジャケット写真等にかかる電子データファイル、AI チャンネル、本サービスの提供のために必要なコンピュータプログラム、データベース、Web サイトデザイン等（以下、総称して「楽曲ファイル等」といいます。）にかかる著作権、著作隣接権、商標権その他一切の知的財産権およびノウハウは、当社または正当な権利を有する権利者（レコード会社を含みますが、これに限られません。）に帰属します。

#### (権利の譲渡)

第23条 加入者は、有料放送契約上の権利、義務、及びその他有料放送契約上の地位の全部もしくは一部について、譲渡、質入、賃貸、並びにその他の処分をすることはできません。

#### (契約上の地位の承継)

第24条加入者の有料放送契約上の地位は、相続による場合、かつ承継を受ける日以前に生じた債権債務の一切を含める限りにおいて第三者が承継することができるものとします。

- 2 前項に基づき契約上の地位の承継を受けた者は、速やかに当社が指定する方法により承継の事実、及び当社の指定する事項を当社に通知するものとします。
- 3 当社は、前項の通知について、第6条第3項の規定を準用するものとします。

## 第8章 個人情報の保護

#### (個人情報の取扱)

第25条当社は、保有する加入者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成1

5年法律第57号)並びに当社が別途定める「個人情報保護方針」(<https://usen.com/legal/privacy1.html>)および「個人情報の取扱いについて」(<https://usen.com/legal/privacy2.html>)（「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」を総称して、以下「個人情報取扱規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社は、加入者の個人情報を、個人情報取扱規程に従うほか、以下の目的で利用します。

- ① 加入者への本サービスの提供
- ② 加入者の管理
- ③ 本サービスの運営上必要な事項の連絡
- ④ 受信装置等の梱包、発送業務
- ⑤ 料金の請求に関する業務
- ⑥ 加入者からの問合せへの対応業務
- ⑦ 当社が発行するメールマガジンの配信
- ⑧ 当社および第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘（Eメール等）
- ⑨ キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
- ⑩ 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析

3 当社は、個人情報取扱規程に従い個人情報を適切に保護し、（イ）加入者の同意が得られた場合、（ロ）法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、（ハ）合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示する場合のほか、次の場合、個人情報を提供することがあります。

第三者に提供する目的	提供する個人情報の項目	提供の手段または方法	当該個人情報の提供を受ける者または提供を受ける者の組織の種類、及び属性
料金の決済を行うため	氏名、ユーザー名、料金	電子データ	カード決済代行業者、金融機関

4 当社は、個人情報取扱規程に従い、第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。

#### （本人確認と代理人による請求）

第26条当社は、個人情報の開示・訂正の請求を受けたときは、請求を行う者が本人または代理人であることの確認を、個人情報取扱規程に定める手続により行います。

#### （苦情処理）

第27条当社は、個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2 前項の苦情処理の手続は、個人情報取扱規程に定めます。

## 第9章 その他

#### （反社会的勢力に対する表明保証）

第28条 加入申込者は、有料放送契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 加入者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社は何ら催告することなく有料放送契約を解除することができるものとします。

- ① 反社会的勢力に属していること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- ③ 反社会的勢力を利用していること
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- ⑥ 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 前項の定めに基づき有料放送契約を解除された加入者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

#### （合意管轄裁判所）

第29条 加入者及び当社は、本約款に関して訴訟の必要が生じた場合は、被告の住所又は本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上 全29条

## 別紙 料金表

### 1. 通則

#### ① 利用料の日割計算

当社は、利用料の日割計算を行いません。加入者は、利用開始日の属する月の翌月1日（以下、「課金開始日」といいます。）から本サービスの提供を終了した日の属する月の末日までの利用料を当社に支払うものとします。

#### ② 端数処理

当社は、利用料その他計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てます。

### 2. 本サービスのコース

本サービスには、その種類ごとに下表のコースがあります。また、データ放送は本サービスの種類によって、受信できないものがあります。

コース		データ放送	USENナビ ゲーション	コース内容
SOUND PLANET	ALL MIX	受信可能	受信可能	全バンドが受信可能
	DUAL MIX	受信可能	受信可能	2のバンドが受信可能
	SINGLE MIX	受信可能	受信可能	1のバンドが受信可能
SOUND PLANET-i	ALL MIX	受信可能	受信可能	全バンドが受信可能
	DUAL MIX	受信可能	受信可能	2のバンドが受信可能
	SINGLE MIX	受信可能	受信可能	1のバンドが受信可能
USEN440	440CH	受信不可	受信不可	全バンドが受信可能
	80CH	受信不可	受信不可	2のバンドが受信可能
	40CH	受信不可	受信不可	1のバンドが受信可能
music AirBee!	—	受信可能	受信可能	本サービス向けの番組
SOUND PLANET LIGHT MIX	—	受信可能	受信可能	本サービス向けの番組
SOUND PLANET-i HOME MIX	—	受信可能	受信可能	本サービス向けの番組
SOUND PLANET-i LIGHT MIX	—	受信可能	受信可能	本サービス向けの番組
MPX-1 HOME	—	受信不可	受信不可	本サービス向けの番組
MPX-1 HOME (USEN AIRを 含む)	—	受信不可	受信不可	本サービス向けの番組
USEN MUSIC HOME	—	受信不可	受信不可	本サービス向けの番組
USEN MUSIC HOME LTE	—	受信不可	受信不可	本サービス向けの番組

※コース名等の数字は、受信できる番組の数を表すものではありません。

### 3. 初期費用

① 本サービスの初期費用は、下表の基本加入料とします。

コース	単位	基本加入料
SOUND PLANET	1回	33,000円
SOUND PLANET-i	1回	33,000円
USEN440	1回	33,000円
music AirBee!	1回	13,200円
SOUND PLANET LIGHT MIX	1回	13,200円
SOUND PLANET-i HOME MIX	1回	13,200円
SOUND PLANET-i LIGHT MIX	1回	13,200円
MPX-1 HOME	1回	13,200円
MPX-1 HOME (USEN AIRを含む)	1回	22,000円
USEN MUSIC HOME	1回	13,200円
USEN MUSIC HOME LTE	1回	22,000円

② 付帯サービスの初期費用は、下表の基本加入料とします。

ただし、USEN440には付帯サービスを付帯することができません。

付帯サービス名	単位	基本加入料
データ放送	1回	0円
USENナビゲーション	1回	11,000円

### 4. 利用料

① 支払期間別の本サービス利用料

本サービスの利用料は、毎月支払う「月払」と、1年分を一括して支払う「年一括」の各支払期間によって、下表のとおり金額が異なります。

コース		支払期間	
		月払	年一括払
SOUND PLANET	ALL MIX	6,600円	75,240円
	DUAL MIX	5,500円	62,700円
	SINGLE MIX	4,950円	56,430円
SOUND PLANET-i	ALL MIX	6,600円	75,240円
	DUAL MIX	5,500円	62,700円
	SINGLE MIX	4,950円	56,430円
USEN440	440CH	6,600円	75,240円
	80CH	5,500円	62,700円
	40CH	4,950円	56,430円
music AirBee!	—	4,180円	50,160円

SOUND PLANET LIGHT MIX	—	3,289 円	39,468 円
SOUND PLANET-i HOME MIX	—	4,180 円	50,160 円
SOUND PLANET-i LIGHT MIX	—	3,289 円	39,468 円
MPX-1 HOME	—	4,180 円	50,160 円
MPX-1 HOME (USEN AIR を含む)	—	5,280 円	63,360 円
USEN MUSIC HOME	—	4,180 円	50,160 円
USEN MUSIC HOME LTE	—	5,280 円	63,360 円

## ② 付帯サービスの利用料

付帯サービスの利用料は、下表のとおりとします。ただし、この場合支払期間は「月払」に限るものとします。なお、USEN440 に付帯サービスを付帯することはできません。

付帯サービス名	本サービス名	月払
データ放送	本サービスに抛らず	0 円
USEN ナビゲーション	本サービスに抛らず	550 円

## ③ 加入者が視覚障害者である場合の利用料

加入者に視覚障害がある場合は、下表の利用料を適用します。ただし、この場合支払期間は、「月払」に限るものとします。

コース	月払	条件
全てのコース	3,300 円	6 級以上の視覚障害者手帳取得者であること。 支払期間は、月払いとすること。

## ④ 2 台以上の受信装置の利用料

加入者が 1 の加入者住所に 2 台以上の受信装置の設置を希望した場合、当社はその提供条件を別途加入者に通知するものとし、加入者は、当社が通知した提供条件により 2 台以上の受信装置による有料放送契約を締結することができます。

## 5. 利用料支払方法

加入者は、下表のコース及び支払期間に応じたいずれかの支払方法を選択の上、支払いをするものとします。

コース	月払の場合	年一括払の場合
SOUND PLANET	クレジットカード、口座振替 口座振込	クレジットカード、口座振替 口座振込
SOUND PLANET-i	クレジットカード、口座振替 口座振込	クレジットカード、口座振替 口座振込
USEN440	クレジットカード、口座振替 口座振込	クレジットカード、口座振替 口座振込
music AirBee!	クレジットカード、口座振替、 口座振込	クレジットカード、口座振替 口座振込
SOUND PLANET LIGHT MIX	クレジットカード、口座振替、 口座振込	クレジットカード、口座振替、 口座振込

SOUND PLANET-i HOME MIX	クレジットカード、口座振替、 口座振込	クレジットカード、口座振替 口座振込
SOUND PLANET-i LIGHT MIX	クレジットカード、口座振替、 口座振込	クレジットカード、口座振替 口座振込
MPX-1 HOME	クレジットカード、口座振替、 口座振込	クレジットカード、口座振替 口座振込
MPX-1 HOME (USEN AIR を含む)	クレジットカード、口座振替、 口座振込	クレジットカード、口座振替、 口座振込
USEN MUSIC HOME	クレジットカード、口座振替、 口座振込	クレジットカード、口座振替、 口座振込
USEN MUSIC HOME LTE	クレジットカード、口座振替、 口座振込	クレジットカード、口座振替、 口座振込

(注記)

- (1) 「クレジットカード」とは、加入者が指定する「クレジットカード」による支払いを指します。ただし、当社が扱うことのできない「クレジットカード」を除きます。
- (2) 「口座振替」とは、加入者が指定する金融機関口座からの「口座振替」による支払いを指します。なお、加入者が口座振替による支払いを選択した場合に、口座振替手続きが完了するまでに発生する支払いについては、当社が別途定める日までに口座振込にて支払うものとします。
- (3) 「口座振込」とは、当社が指定する金融機関口座への「振込」による支払いを指します。
- (4) 支払方法として「口座振替」「口座振込」を選択された場合の支払にかかる手数料は、下表のとおり加入者が負担するものとします。なお、当該手数料は、請求時に合算されております。

支払方法	手数料	単位	備考
口座振替	110 円	1 回の 支払毎	—
口座振込	220 円	1 回の 支払毎	口座振替手続きが完了するまでの口座振込による支払も含む。

## 6. 各種手続きの手数料

### ① 手数料の種類

加入者は、次の手数料を支払うことにより各種手続きの実施を当社に請求することができます。

項目	手数料	単位	適用
契約内容変更手数料	550 円	1 回	有料放送契約の内容を変更する時にかかる手数料
一時提供休止手数料	550 円	1 回	本サービスを一時提供休止する時にかかる手数料
承継手数料	1,100 円	1 回	相続等により有料放送契約を承継する時にかかる手数料
返金手数料	実費	1 回	利用料等を当社から払い戻し受ける時

			にかかる手数料
解約事務手数料	3,300 円	1 回	課金開始日から 2 3 ヶ月以内の解除時にかかる手数料
受信装置紛失手数料	33,000 円	1 回	受信装置（レンタル機器を除く）を返却できない、または滅失、紛失、もしくは盗難等した時にかかる手数料

## ② 手数料支払方法

返金手数料以外の手数料は、本別紙 5. 利用料支払方法に定める「クレジットカード」「口座振替」「口座振込」のいずれかの方法でのみ支払うことができます。返金手数料の支払方法は、本別紙 7. 利用料の返金に定めるとおりとします。

## 7. 利用料の返金

なんらかの事由により加入者が当社に支払った利用料を返金する場合、当社は次の各号の定めに従い、返金します。

### ① 加入者が月払いで既に支払った利用料

月払い利用料は、その暦日の半分以上の日数、本サービスを提供しなかった場合限り、月払い利用料から返金手数料を差し引いた額を返金します。

### ② 加入者が年払いで既に支払った利用料

年払い利用料は、当該年払い利用料の月払い相当額に本サービスを既に利用した月数に当該年払い利用料の月払い相当額を乗じた額、及び返金手数料を差し引いた残額を返金します。ただし、1 に満たない月数は、前号の定めを準用するものとします。

### ③ 利用料の返金方法

利用料の返金は、加入者による特段の事由がない限り原則加入者が指定する金融機関口座への振込みによるものとします。

### ④ 返金手数料額

返金手数料は、返金にかかる手数料実費とします。その額は、加入者の指定する金融機関によって変わります。

## 8. 違約金

本サービスには、下表の違約金があります。なお、違約金に消費税は課税されません。

項目	違約金	単位	適用
解約違約金	10,000 円	1 回	課金開始日から 6 ヶ月以内に加入者が有料放送契約を解除した場合

(注記)

- (1) 違約金の支払方法として、「口座振替」「口座振込」を選択された場合に加入者が負担する支払にかかる手数料は、本別紙 5. 利用料支払方法 注記(4)に定めるとおりとします。

## 9. 特定の本サービスにかかる特約

1) SOUND PLANET-i HOME MIX および SOUND PLANET-i LIGHT MIX にかかる特約  
 SOUND PLANET-i HOME MIX および SOUND PLANET-i LIGHT MIX の加入申込者は、自らの費用と責任において次の各号に定める事項を本サービス提供期間中、維持するものとします。

①東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」といいます。）が提供する B フレッツ、もしくはフレッツ 光ネクスト、または西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」といいます。）が提供する B フレッツ、フレッツ・光プレミアム、もしくはフレッツ 光ネクスト、光コラボレーション事業者が提供するアクセス回線サービスを受信装置設置場所で利用できる状態とすること

②前号において NTT 西日本の B フレッツを利用する場合、当該サービスのオプションサービス「フレッツ・v6 アプリ」を受信装置設置場所で利用できる状態とすること

2) SOUND PLANET-i HOME MIX および SOUND PLANET-i LIGHT MIX にかかる取得情報の取扱い

SOUND PLANET-i HOME MIX および SOUND PLANET-i LIGHT MIX の加入申込者は、フレッツ 光お客様番号等の当該サービスを提供するために必要な情報を当社から NTT 東日本及び NTT 西日本に通知することを承諾するものとします。

3) MPX-1 HOME にかかる特約

MPX-1 HOME の加入申込者は、自らの費用と責任において次に定める事項を本サービス提供期間中、維持するものとします。

各事業者が提供する常時 1Mbps 以上の通信速度を維持できるインターネット接続サービスを受信装置設置場所で利用できる状態とすること

4) USEN MUSIC HOME にかかる特約

USEN MUSIC HOME の加入申込者は、自らの費用と責任において次に定める事項を本サービス提供期間中、維持するものとします。

各事業者が提供する無線 Wi-Fi を受信装置設置場所で利用できる状態とすること

## 10. 経過措置

① 2008年1月16日以前に当社の委託先が取り次いだ有料放送契約

2008年1月16日以前に当社の委託先が取り次いだ有料放送契約は、利用料およびその支払い方法を下表のとおりとします。なお、この場合の支払期間は、「月払」のみです。

コース		クレジットカード または口座振替の場合	口座振込 または訪問集金の場合
SOUND PLANET または USEN440	ALL MIX	6,050 円	6,600 円
	DUAL MIX	4,950 円	5,500 円
	SINGLE MIX	4,400 円	4,950 円

② 契約日が2012年3月31日以前の有料放送契約

契約日が2012年3月31日以前の有料放送契約は、下表に定めるコースに限り利用開始日から23ヶ月以内の解除時にかかる解約事務手数料を無料とします。

コース	項目	手数料	適用
SOUND PLANET-i	解約事務手数料	無料	契約日が2012年3月31日

または SOUND PLANET-i HOME MIX			以前の場合
-----------------------------------	--	--	-------

③ 契約日が2012年8月31日以前の有料放送契約

契約日が2012年8月31日以前の有料放送契約で、半年分を一括して支払う「半年一括払」1年分を一括して支払う「年一括払」の各支払期間別の利用料の適用を受けている加入者の利用料は下表のとおりとします。なお、「半年一括払」および「年一括払」の契約更新時に「月払」に支払期間を変更した場合、以後本経過措置は適用されないものとします。

コース		支払期間		
		月払	半年一括払	年一括払
SOUND PLANET	ALL MIX	6,600円	37,620円	71,280円
	DUAL MIX	5,500円	31,350円	59,400円
	SINGLE MIX	4,950円	28,215円	53,460円
SOUND PLANET-i	ALL MIX	6,600円	37,620円	71,280円
	DUAL MIX	5,500円	31,350円	59,400円
	SINGLE MIX	4,950円	28,215円	53,460円
USEN440	440CH	6,600円	37,620円	71,280円
	80CH	5,500円	31,350円	59,400円
	40CH	4,950円	28,215円	53,460円
music AirBee!	—	4,180円	25,080円	50,160円
SOUND PLANET-i HOME MIX	—	4,180円	25,080円	50,160円

④ 契約日が2013年2月28日以前の有料放送契約

契約日が2013年2月28日以前の有料放送契約において、利用料支払方法として「口座振込」または「口座振替」を選択されている場合の支払いにかかる手数料は下表のとおりとします。なお、支払方法を変更した場合、以後の経過措置は適用されないものとします。

利用料支払方法	手数料	単位	備考
口座振替	無料	—	—
口座振込	無料	—	—

⑤ 契約日が2013年3月1日から2015年1月31日までの有料放送契約

契約日が2013年3月1日から2015年1月31日までの有料放送契約において、利用料支払方法として「口座振込」または「口座振替」を選択されている場合の支払にかかる手数料は下表のとおりとします。なお、支払方法を変更した場合、以後の経過措置は適用されないものとします。

利用料支払い方法	手数料	単位	備考
口座振替	110円	1回の支払毎	—

口座振込	110 円	1 回の支払毎	口座振替手続きが完了するまでの 口座振込による支払いも含む。
------	-------	---------	-----------------------------------

- ⑥ 契約日が2015年4月から2019年8月までのUSEN光バリューパック  
本サービス（月払い）の利用及び当社指定の電気通信サービス「USEN光（にねん割）」  
利用を条件にUSEN光バリューパックが適用され、月額1,100円を還元します。適用条  
件のいずれかの利用が無くなった場合、光バリューパックは適用外となります。

#### 11. レンタル料

レンタル機器の利用料は、次のとおりとします。

##### ① 利用料

機器	単位	料金額（月額）
Bluetoothスピーカー	1台ごとに	550円

##### ② レンタル機器紛失手数料

レンタル機器を返却できない、または滅失、紛失、もしくは盗難等した時にかかる  
手数料は次の通りとします。なお、手数料は、本別紙 5. 利用料支払方法に  
定める「クレジットカード」「口座振替」「口座振込」のいずれかの方法でのみ支払うこ  
とができます。

機器	単位	料金額（消費税非課税）
Bluetoothスピーカー	1台ごとに	10,000円

以上

## 附則

2012年4月1日施行

本約款は、2012年4月1日から実施します。

2012年9月1日変更

本約款は、2012年9月1日から実施します。

2013年3月1日変更

本約款は、2013年3月1日から実施します。

2013年11月27日変更

本約款は、2013年11月27日から実施します。

2015年2月1日変更

本約款は、2015年2月1日から実施します。

2015年6月1日変更

本約款は、2015年6月1日から実施します。

2016年5月20日変更

本約款は、2016年5月20日から実施します。

2017年9月1日変更

本約款は、2017年9月1日から実施します。

2019年12月1日変更

本約款は、2019年12月1日から実施します。

2020年12月1日変更

本約款は、2020年12月1日から実施します。

2021年12月1日変更

本約款は、2021年12月1日から実施します。

2024年2月15日変更

本約款は、2024年2月15日から実施します。

2025年1月8日変更

本約款は、2025年1月8日から実施します。

以上